

京 都 大 学 大 学 改 革 室 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 大学改革室は、京都大学における大学改革の推進を図るため、<u>総務担当の理事又は企画担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第 3 大学改革室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) <u>総務担当の理事及び企画担当の理事</u></p> <p>(2) <u>担当理事が指名する副理事 若干名</u></p> <p>(3) <u>総務部長</u></p> <p>(4) <u>総務部の職員のうちから担当理事が指名する者 若干名</u></p> <p>(5) <u>その他担当理事が必要と認める者 若干名</u></p> <p>第 4 大学改革室に室長及び副室長を置く。</p> <p>2 室長は<u>総務担当の理事</u>をもって充て、副室長は<u>企画担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 大学改革室は、京都大学における大学改革の推進を図るため、<u>総務・企画担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) } (同 左)</p> <p>第 3</p> <p>(1) <u>担当理事</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4)</p> <p>第 4</p> <p>2 室長は<u>担当理事</u>をもって充て、副室長は<u>担当理事が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この要項は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から実施する。</p>